

JECCNEWS

No.592 2025 秋号

2025年10月1日 季刊発行

CONTENTS

JECC「保守サービス向上月間」で
優秀保守技術者・応募作入賞者を表彰 2

寄稿

AIに関わる事業者求められる責任と
実務体制—AI法の成立が意味すること 3

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士 中崎 尚

IT Topics 7

- 国民が実感できる“デジタル行財政改革”へ
- デジタル社会の実現に向けた重点計画を決定
- 地方創生2.0で、令和の日本列島改造を推進

JECC 保険事故受付サイト「ほけんサポート窓口」を開設 10

10

JECC「保守サービス向上月間」で 優秀保守技術者・応募作入賞者を表彰

■ 10月9日開催表彰式の受賞者251名決まる 保守技術者全国25グループと応募作入賞者

JECCは1972年（昭和47年）以来、毎年10月を「保守サービス向上月間」と定め、コンピュータ保守技術者の日頃の努力を称える「優秀保守技術者表彰式典」を開催している。今年で54回目を迎える式典は、丸ビル ホール&コンファレンススクエアで行われ、同時にオンラインでも配信される。

このほど今年度の受賞者として、優秀保守技術者25グループ計242名と、保守サービス向上月間標語及び保守サービスにおける感想文の受賞者9名を決定。来る10月9日に、第54回優秀保守技術者表彰式典において表彰を行うことにした。

今回選出された優秀保守技術者は、25グループの242名。この優秀保守技術者の審査は、コンピュータ・メーカー 6社から委託を受けた保守サービス担当会社並びに保守担当先のお客様から推薦書が提出された者を対象に、保守サービス会社及びJECCで構成する「保守サービス責任者会議」において、以下3つの選考基準に基づき行われた。

①担当するお客様における保守状況が良好で、システム

の故障時間が極めて少なく、システムの円滑な運用に顕著な功績があったと認められる者。

②保守技術者の活動を支援し、保守サービスの向上に特に功績があったと認められる者。

③保守技術の改善に特に功績があったと認められる者。

また、JECCが保守サービス関係者を対象に募集した「保守サービス向上月間標語」は、ハードウェア・ソフトウェア保守サービスの重要性や、保守技術者並びに保守サービス事業に携わる者としての心構えを端的に表現した内容で、最優秀作品に関しては、その年の保守サービス向上月間のポスターなどに掲載される。今年度の応募数は12,392編となり、保守サービス責任者会議で審査した結果、最優秀賞1編と優秀賞4編を決定した。

「感想文」は保守サービス全般をテーマとし、標語と同様に募集を行い、今年度は260編の作品が寄せられた。その中から最優秀賞1編、優秀賞3編、入選作品31編が選ばれた。いずれも保守技術者や保守サービス関係者の業務への努力や意欲・情熱が感じられ、極めて優れた内容となっていた。

また、式典では一般社団法人RCF 代表理事 藤沢 烈氏が、「地域復興・創生における企業の新たな役割」のテーマで記念講演を行う。



未来はいつも、
誰かの想いからはじまる。

世界に、未来への確信を届けたい。
社会課題を解決する「Fujitsu Uvance」から。

Fujitsu Uvanceの取り組みについてはコチラ





Fujitsu
Uvance



AIに関わる事業者求められる責任と実務体制—AI法の成立が意味すること

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士 中崎 尚

中崎尚（なかざき たかし）●東京大学法学部卒業、2001年弁護士登録。2008年コロンビア大学ロースクールLL.M.卒業。米国Arnold & Porter法律事務所勤務後に復帰。「生成AI法務・ガバナンス」ほか著作・講演多数。政府の有識者委員を歴任。個人情報保護委員会の委託調査を担当。国立健康危機管理研究機構（IHHS）監事。AI・個人情報・セキュリティ・IT・著作権ほか幅広く取り扱う。

■ AI法制定の背景と施行状況

2025年6月4日、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（以下、AI法）」が公布された。第3章（人工知能基本計画）及び第4章（人工知能戦略本部）を除く条文は、同日より施行されている。

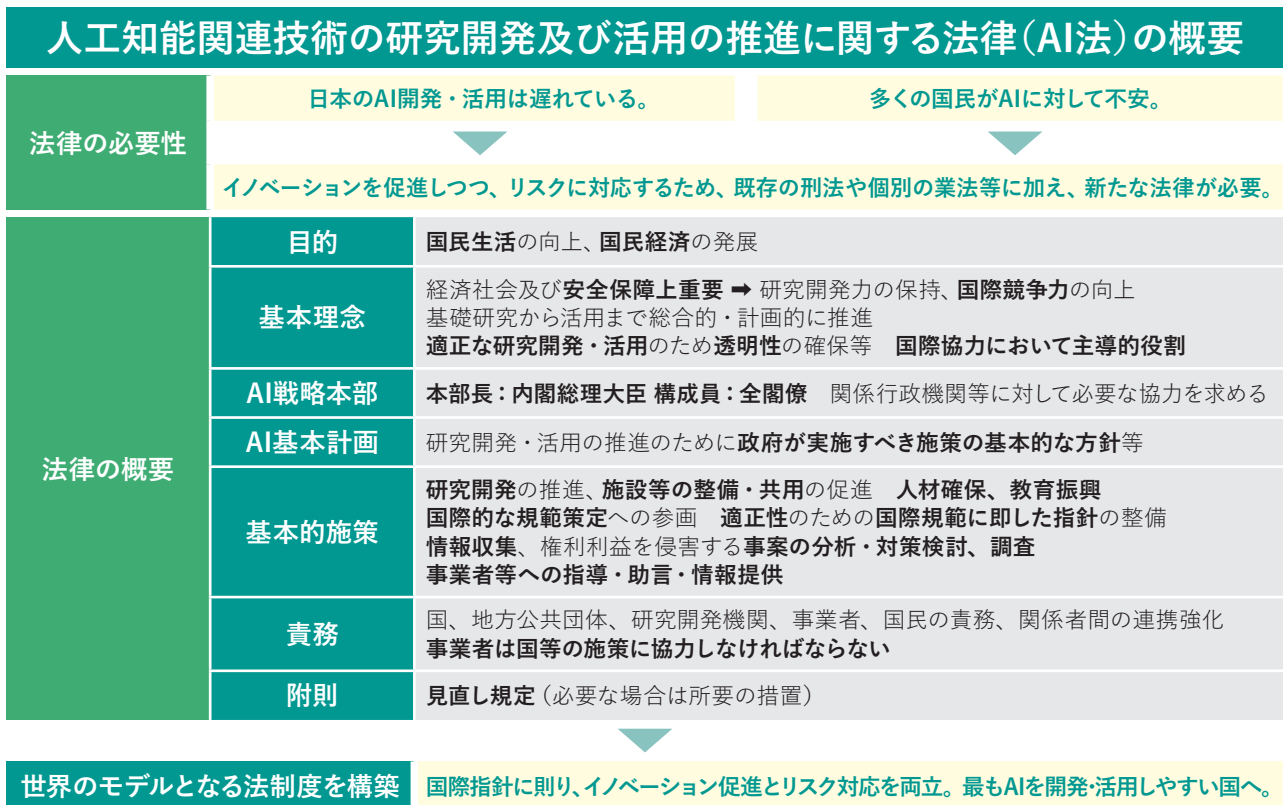
今回、日本が制定したAI法は、EUのAI Actや韓国のAI基本法といった規制を中心とする法制度とは異なり、AIの「研究開発と活用の推進」を重視する点に特徴がある。背景には、国際的な競争環境の中で、日本のAI分野の立ち遅れを懸念する産業界からのイノベーションの加速を求める声が強まっていたことがある。一方で、ディープフェイクなどAI技術の悪用が現実の脅威として認識される中、国民からはAIに対する規制を求める声も高まっ

ていた。

このような状況を踏まえ、日本政府はAI法の概要説明資料（図1）において、「イノベーションを促進しつつ、リスクに対応するためには、既存の刑法や個別の業法に加え、新たな法律が必要である」と明示している。そのうえで、「世界のモデルとなる制度」の構築を目指すとし、欧州など規制中心の法制度とは一線を画した姿勢を打ち出した。

2025年9月1日、AI法第3章・第4章が施行されると同時に、総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「人工知能戦略本部」が内閣に設置された。現在、第3条に掲げられた「人工知能基本計画（AI基本計画）」の策定が進められている。

（図1）AI法の概要



出典：内閣府 AI戦略会議（第14回）資料

(図2) 今後のAI政策の進め方

今後のAI政策の進め方

人工知能(AI) 戦略本部の設置

法律附則^{※1}の規定に基づき、公布の日から三月以内に設置予定。

有識者会議の設置

政令又はAI戦略本部決定等により設置予定。

AI基本計画の策定

有識者の意見も踏まえつつ本部で案を作成し、パブリックコメントを経て、AI戦略本部決定/閣議決定予定。

AI指針の整備

既存のガイドライン類との関係を分かりやすく整理しつつ、内閣府で検討予定。

情報収集、調査研究

①主要な業種の活用実態調査、②主要なAI開発者の安全性向上対策の情報収集、③最新の技術や活用事例の調査、④国民の権利利益を侵害する案件・事象の調査を内閣府で実施予定。

国際協調

関係府省庁の協力の下、広島AIプロセス、GPAI^{※2}、AISI^{※3}等の活動の更なる推進

※1 AI法附則(施行期日)第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び第四章並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(「第四章(法第19条～第28条)」は、AI戦略本部関連の規定。)

※2 GPAI(The Global Partnership on Artificial Intelligence)は、人間中心の考え方に立ち、「責任あるAI」の開発・利用をプロジェクトベースの取組で推進するため、2020年6月に発足した、政府・国際機関・産業界・有識者等のマルチステークホルダーによる国際連携イニシアティブ。

※3 AISI(AI Safety Institute)は、AIの安全性に関する評価手法等を検討・推進するため、2024年2月に独立行政法人情報処理振興機構(IPA)に設置された機関。

出典：内閣府 AI戦略会議(第14回) 資料

■ AI法の適用範囲

AI法における中核的な概念である「人工知能関連技術」は、「人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術」と定義されている(第2条)。

ここで「予測」ではなく「推論」という言葉が選ばれているのは、自動運転のように将来の状態を予測するだけでなく、より複雑な推論を行う技術も対象に含める意図がある。また、「知的な能力」とすることで、人間の認知にかかわる他の感覚や生理的反応といった機能は対象外とされていると考えられる。

さらに、後段の「情報の処理と出力に関する技術」には、人工知能本体に限らず、その周辺にある関連技術も含まれる。例えば、学習データを効率的に処理する半導体技術、データのクリーニングや正規化技術、AIが生成したことを明示するための「電子透かし」の埋め込み技術、不適切な出力を防ぐフィルタリング技術なども、「人工知能関連技術」として位置づけられる。

AI法では、この技術を扱う関係者に対しても責務を規定しており、国(第4条)、地方公共団体(第5条)に加えて、「大学や研究法人などの研究開発機関」(第6条)、「事業活動において活用しようとする事業者」(第7条)、「国民」(第8条)が列挙されている。

■ AI法の下で「活用事業者」が負う義務

AI法は、活用事業者に対し、まず①人工知能関連技術

の積極的な活用による事業活動の効率化・高度化及び新産業の創出に努めること、②第4条及び第5条に基づき、国及び地方公共団体が実施する施策に協力する義務を課している(第7条)。

特に②については、AIの研究開発を実社会に橋渡しし、国民生活の質向上や経済の発展につなげていく上で、活用事業者が担う役割の重要性を踏まえたものだ。他の関係主体に比して、より重い責務が明確に位置づけられている。

加えて、第16条では、国が以下の調査・研究等を実施する権限を有することが定められている。

- ・国内外のAI関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報収集
- ・不正な目的または不適切な方法によるAI技術の利用によって、国民の権利利益が侵害された事案の分析と、対策の検討
- ・その他、AI技術の研究開発及び活用の推進に資する調査・研究・開発

これらの結果に基づき、国は活用事業者等に対し、指導・助言・情報提供など、必要な措置を講ずるものとされている。

活用事業者にとって対応が求められる典型的な場面としては、まず①の情報収集に関連し、開示内容が不十分と判断された場合に、国から追加の情報提供を求められるケースがある。こうした情報は、国民への広報資料として公表される可能性もある。

もう一つの典型例としては②に関する場面で、不正な目的や不適切な方法でAI技術を開発・活用していたと判断された場合、国からの指導や助言がなされる可能性が

ある。報道によれば、重大な事案では民間事業者名の公表も検討されており、非協力的という評価がレピュテーションに与える影響は小さくない。罰則規定が存在しなくても、協力が実質的な強制となる可能性がある点には留意すべきだ。

実務上特に影響が大きいと考えられるのが、「透明性の確保」である。第3条第4項は、不正または不適切な方法でAI技術が活用された場合、その適正な実施を確保するために、開発・活用の過程における透明性確保等の必要な施策が講じられるべきと規定している。これにより、活用事業者はAIの研究開発・活用に際し、そのプロセスの透明性と安全性を確保する努力が求められる。

■ AIに関わる事業者求められる責任

AIの活用事業者を含むAI関連事業者は、これまでは著作権をはじめとする知的財産権法、個人情報保護法などの情報保護法、そして規制業種においては業法を中心とした法令の遵守を重視して対応してきた。

一方で、AIに関わるリスクの中には、合法・違法の二元論では判断しきれないものや、価値観の対立から生じるものも多く含まれる。その判断は一様ではなく、リスクの深刻度も、日常レベルのものから社会的に看過できないものまで幅広い。したがって、違法性リスクのようにリスクを「ゼロ」に抑えるのは現実的でなく、社会的ステークホルダーが受容可能な水準にリスクを管理しつつ、AI活用による効率化やその他のベネフィットを最大化することが求められている。

このため、多くの事業者は上記の法令遵守だけでなく、AIビジネスに携わる事業者に対して倫理面やセキュリ

ティ面を含む包括的なあり方を示した「AI事業者ガイドライン」をベースに、事業の特徴や事業者固有の事情を踏まえて、これらのリスクやベネフィットをコントロールしようとしてきた。

こうした背景から、多くの事業者は法令遵守だけでなく、倫理面やセキュリティ面を含む包括的な対応を目指してきた。AIビジネスに携わる者の基本姿勢として、「AI事業者ガイドライン」などを参照しつつ、自社の事業特性や固有の事情を踏まえたリスクとベネフィットのコントロールを試みている。

今回のAI法では罰則こそ設けられなかったものの、活用事業者に一定の義務が課された点において、これまで潜在化していたリスクの一部が法的に顕在化したとも評価できる。

特に第3条第4項に掲げられた「透明性の確保」に関しては、以下のような対応が求められる可能性がある。

① 検証可能性の確保

- ・ログの記録・保存：AIシステム／サービスの開発プロセス、利用時の入出力、学習プロセス、推論過程、判断根拠などについて、データ量・内容に照らして合理的な範囲でログを記録・保存する。
- ・保存方法の検討：使用技術の特性や用途を踏まえ、事故原因の究明、再発防止策の検討、損害賠償責任の立証の必要性などに基づき、記録方法・頻度・保存期間を検討する。

② ステークホルダーへの情報提供

- ・情報の網羅性と理解しやすさ：AIとの関係性やその性質・目的に応じて、相手の知識や理解度を踏まえながら、以下のような情報を整理・提供する。

BluStellar

未来へ導く、光となる。

たくさんの選択がある。
そこに困難があるからこそ希望もある。
だから迷い、だから挑戦する。

私たちは、革新的な技術と、
それを支えてきた人々の経験や知識で、
あなたを導いていく。

NEC \Orchestrating a brighter world

- ・利用しているAIの種類や範囲
- ・データ収集やアノテーションの手法・学習・評価方法
- ・基盤AIモデルに関する情報
- ・能力・限界・想定利用方法・関連法令など
- ・対話と関与：多様なステークホルダーとの対話を通じて、社会的影響や安全性に関する意見を収集し、積極的な関与を促す。
- ・リスクとベネフィットの共有：AI導入による優位性とそれに伴うリスクを、実態に即して明示する。

③ 合理的かつ誠実な対応

- ・情報提供の適正性：プライバシーや営業秘密を尊重したうえで、使用技術の特性や用途を踏まえ、社会的合理性のある範囲で情報提供を行う。
- ・規程の順守：公開技術を使用する際には、それぞれの規定に準拠する。
- ・オープンソース化の検討：開発したAIをオープンソース化する場合には、社会的影響の評価も行う。

④ 説明可能性・解釈可能性の向上

納得感と安心感の提供：ステークホルダーが納得し、安心できるよう、AIの動作に対する説明責任を果たす。そのために、「何をどこまで説明すべきか」を説明する側が把握し、「どのような説明が求められているか」を受け手と共有したうえで、必要な対応を行う。

■ 実現に向けた実務体制

では、こうした対応はどのように実現されるべきか。まず、AIに関わる事業者といっても、開発者（デベロッパー）、提供者（プロバイダー）、利用者（ユーザー）では直面するリスクが異なる。それゆえ、講じるべき対策

の内容も変わってくる。

- さらに、事業者内部においても、
- ・経営層
- ・AIリスクやビジネス展開を統括する部門
- ・実務としてAIに携わる現場の担当部門
- ・その他の従業員

といった役割によって、果たすべき責任や対応も異なる。これらを十分に踏まえることが重要である。

社内体制の整備は、まず各部門におけるAIの利用状況を洗い出す「棚卸し」から始めるべきだ。その上で、現在の利用状況と、今後会社として目指すAI活用方針に即して、以下の項目を整理する必要がある。

- ・法令順守の観点にとどまらず、リスクとベネフィットをどう制御するかという視点
- ・禁止事項と推奨事項の明確化
- ・実際の現場状況を踏まえた具体的手順の明文化

このプロセスには、現場の理解と協力が不可欠となる。完成した社内ルールは単に文書化するだけでなく、eラーニングを含む社内教育を通じて定着を図ることが求められる。ただし、どれだけ丁寧なルールを作成したとしても、実践の中では齟齬や不足が生じることも多い。そのため、経営層のリーダーシップのもと、ルールの運用状況を継続的にモニタリングし、乖離を評価するPDCAサイクルの運用が不可欠となる。

こうした一連の取り組みの中で記録を蓄積し、AIガバナンスの目標設定や、AIマネジメントシステムの整備・運用に関する情報を、企業のコーポレートガバナンス・コードにおける非財務情報として位置づけ、外部への開示を検討することも期待されている。

HITACHI

Digital for all.

地球環境を守りながら、豊かな暮らしも実現したい。
両立の鍵は、デジタル。
デジタルの力を、すべての人たちのために。

詳しくはWEBページへ

株式会社 日立製作所 デジタルシステム&サービス統括本部

<https://www.hitachi.co.jp/dfa/a/>

■ 国民が実感できる“デジタル行財政改革”へ

2025年6月、第11回デジタル行財政改革会議が開催され、「デジタル行財政改革取りまとめ2025」と「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」が決定された。基本的な方針として、人口減少という我が国が直面する大きな課題に対応するため、デジタル技術を社会の隅々まで実装することで、持続可能で豊かな社会を築くことを目指しており、以下の3つの柱を基本に据えている。

1. 「地方創生2.0」の加速

先端技術を活用して地域資源の価値を再定義し、地域経済をグローバル市場と結びつけることで、持続可能な成長を目指す。地方における新たな産業基盤の構築を通じて、地域の自立的な発展を促進する。

2. 規制・制度の見直しとDX推進

時代遅れの制度や規制を見直し、デジタル技術を社

会全体に浸透させ、行政や産業の構造を根本から変革する。データに基づいた政策形成や意思決定によって、社会全体の質的向上を図ることを重視している。

3. データ駆動社会の構築

データとAIを相互に効果的に活用し、その連携強化によって社会全体で好循環を創出し、経済成長と国民の幸福を両立させる。分野横断的なデータ活用のための基盤整備やガバナンス強化、法制度の整備を通じて、デジタル前提の社会への転換を図る。

これらの施策で、国民一人ひとりがデジタルによる社会変革を実感できるようになることを目指す。そして、デジタルとデータを軸に社会の仕組みを刷新することで、地域や個人の可能性を広げ、行政のスマート化や暮らしの質の向上を通じて、未来に向けた持続可能な成長と豊かさを実現していく。

3つの柱の具体的な施策例

1. 「地方創生2.0」の加速	● 海外を含む市場と地域の魅力ある資源を直接つなぎ、価格と販売量の両面から地域の稼ぐ力を強化 ● ワット・ビット連携により、データセンターとそれを支える電力・通信基盤を「新時代のインフラ」として整備し、データセンターの地方分散を推進
2. 規制・制度の見直しとDX推進	● 全国の教育データを連携・活用し、個々の学習者に最適化された教育を実現 ● 自動運転の先行的事業化地域への支援策を集中展開 ● 上下水道などのインフラ分野では、DX技術の全国的な標準実装を完了させ、経営を広域化
3. データ駆動社会の構築	● 組織や分野の壁を越えてデータを円滑に連携・利活用できる基盤の整備と標準化を推進 ● プライバシー保護、セキュリティ対策等データガバナンスを強化 ● AI活用にも資する円滑なデータ連携に必要となる法制度について検討



人と、地球の、明日のために。



安全な水の供給
水処理技術



エネルギーの効率化
エネルギーマネジメントシステム



電力の安定供給
地熱発電

温暖化の原因となるCO₂削減や安全な水の供給など、深刻化・複雑化する社会課題の解決が、世界中で求められています。東芝は創業時から培ってきた発想力と技術力を結集し、脱炭素社会実現に向け、地球環境に配慮した事業やソリューションを世界中で展開。社会の発展に貢献しています。私たちはインフラサービスカンパニーとして、製造から運用、メンテナンス、データ活用により、豊かな価値を創造し、環境調和を両立させる、持続可能な世界を目指していきます。人と、地球の、明日のために。

■ デジタル社会の実現に向けた重点計画を決定

2025年6月、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定された。これは、日本のデジタル化を包括的に推進する国家戦略であり、特にデジタル・アイデンティティの整備と活用に重点が置かれている。重点的な取り組みは以下の5つの柱で構成される。

1. AI・デジタル技術等の徹底活用による社会全体のデジタル化の推進

政府におけるガバメントAIの構築、AI統括責任者やアドバイザーボード設置など、AI活用に関する推進体制強化が新たに盛り込まれた。地方創生2.0の枠組みでは、デジタル公共財の共同利用やNFT（非代替性トークン）の活用、地域交通DXの推進を通じ、地域価値を引き出す新機軸が打ち出されている。さらに、マイナンバーカードによるオンライン市役所の実現、保険証・免許証などの市民カード化やスマートフォン搭載、救急業務・被災者支援での利活用といった行政手続のデジタル完結が一層強化された。

2. AIフレンドリーな環境の整備

官民データ法の改正や新法の検討を含め、AI・デジタル活用を阻む規制や制度の見直しを加速する。加えて、ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・運用やオープンデータの推進を一層強化する。政府・地方公共団体システムの相互運用性を高める取り組みも進展し、安全で安心な通信インフラやクラウドサービス産業の育成を含む利用環境の整備が進められる。さらに、AI向け計算資源やデータセンターの整備を加速し、地方分散やワット・ビット連携による持続可能な基盤構築を図る。

3. 競争・成長のための協調

データ連携・利活用推進を進め、防災デジタルプラットフォームの活用促進、電子カルテの標準化、プッシュ型子育て支援、保育業務管理や保活情報の連携、教育認証基盤の整備など、防災・医療・こども・教育等の準公共分野におけるデジタル化を推進する。国の情報システムの最適化や地方公共団体の情報システムの統一・標準化を進め、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化を推進する。さらに、これからの行政サービスを支えるネットワークを実現し、産業全体のモダン化を図る。

4. 安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組

デジタルリテラシーの向上を図り、誰でも利用しやすいアクセシビリティを確保する。加えて、偽・誤情報やサイバー犯罪への対策を強化し、官民の情報共有を進めることで、社会全体のセキュリティ水準を高める。さらに、人材や産業を育成するエコシステムの形成、サプライチェーンを含めた多層的なセキュリティ対策を推進し、安全・安心なデジタル社会を実現する。

5. 我が国のDX推進力の強化

社会におけるデジタル人材の確保・育成を進めるとともに、政府内のDX推進体制を強化する。さらに、データ政策やAIの社会実装、人材育成を統括する司令塔機能を充実させ、国全体のデジタル化を牽引する体制を整える。あわせて、国民に対してデジタル化のメリットをわかりやすく伝える発信力を高め、DXの取り組みを社会全体に浸透させていく。

取り組みの方向性としては、行政機関や民間事業者が分野横断で連携・協力し、制度・業務・システムを一体的に推進することで、新たな価値を創出し、デジタル化のメリットを実感できる分野を増やすことを目指す。



■ 地方創生2.0で、令和の日本列島改造を推進

政府は2025年6月、今後10年間にわたって地方創生を加速させるための基本構想を閣議決定した。この構想では、地方創生を単なる地域活性化にとどめず、日本全体の活力を取り戻す経済政策として位置づけている。基本構想は、以下の5本柱を中心に展開される。

1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

若者や女性を選びたくなる地域づくりを目指し、地域生活の利便性向上や、地域への理解を深める学びの場づくりなども進める。また都市部に住む人が、週末に地方で過ごすなどして関わりを持つ「関係人口」を1,000万人に増やす。

2. 付加価値創出型の新しい地方経済の創生

地方イノベーション創生構想のもと、スタートアップ支援、スマート農業技術の普及、観光・インバウンドの促進、文化・スポーツの活用、自然資本や循環経済の推進、地域金融力の強化などを通じて、自立的で持続可能な地方経済を構築する。

3. 人や企業の地方分散

政府関係機関や企業の本社機能の地方移転、ふるさと住民登録制度の創設、都市部人材の地方活用、地方移住の促進などにより、都市と地方の間で人材や資源の好循環を生み出す。

4. 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用

電力・通信インフラの整備を通じた電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）による光ネットワークの全国展開、GX・DX分野への大規模投資、産業用地の確保、デジタルライフラインの整備などを通じて、地方の社会課題解決と産業基盤の強化を図る。

5. 広域リージョン連携

都道府県域を超えた広域的な連携枠組みを創設し、地域資源を活かしたプロジェクトの推進、インフラ管理の効率化、広域地方計画の策定などにより、面的かつ分野横断的な地方創生を展開する。

政府は年内に工程表を盛り込んだ総合戦略を策定する方針であり、全閣僚が先頭に立って施策を進め、全国各地で地方創生を実行に移すことが求められている。「地方創生2.0」は、10年前の「1.0」とは異なり、これを全く新しいものにするという意味が込められており、「令和の日本列島改造」として、力強く進めていく。

日本が抱える課題

- 人口減少による労働力の不足
- 東京圏への一極集中
- 地方の労働力の減少

課題の解決には
地方の活力・成長が
必要となる





総合電機メーカーならではの
強みを掛け合わせて、社会課題の解決へいち早く。
三菱電機は、そんな思いのもと、
ITソリューションを進化させていきます。

エネルギー	公共	交通	ビル	宇宙・通信
産業・FA	自動車機器	半導体・電子デバイス	空調・冷熱	ホームエレクトロニクス

ITソリューション

AI IoT ビッグデータ セキュリティ 電子認証

力を、掛け算。

三菱電機のITソリューション

www.MitsubishiElectric.co.jp/it/ 三菱電機株式会社

JECC 保険事故受付サイト 「ほけんサポート窓口」を開設

JECCは賃貸物件の破損などに備え、原則として動産総合保険を付保しています。これまで、保険事故が生じた際の手続きは書面で行われていましたが、DXによるお客様の利便性向上を目的に、2025年9月に保険事故受付サイト「ほけんサポート窓口」を開設しました。今回はその仕組みや特徴、利用方法などを紹介します。

■ 保険事故対応の受付を紙からWebへ移行

JECCが賃貸契約をしている物件が破損、盗難に遭った場合は、原則としてお客様に修理等で原状回復をお願いしています。その際、故意や重大な過失によらない「保険事故」であれば、お客様は物件に付保されている動産総合保険の保険金で、修理等の費用を補填することができます。

従来、保険事故については書面で受け付けていましたが、書類の記載方法などに戸惑われるお客様も少なくなく、「営業担当者に何度も問い合わせを行うことがある」、あるいは「書類に不備があった際の書き直しが面倒」といった声も聞こえていました。

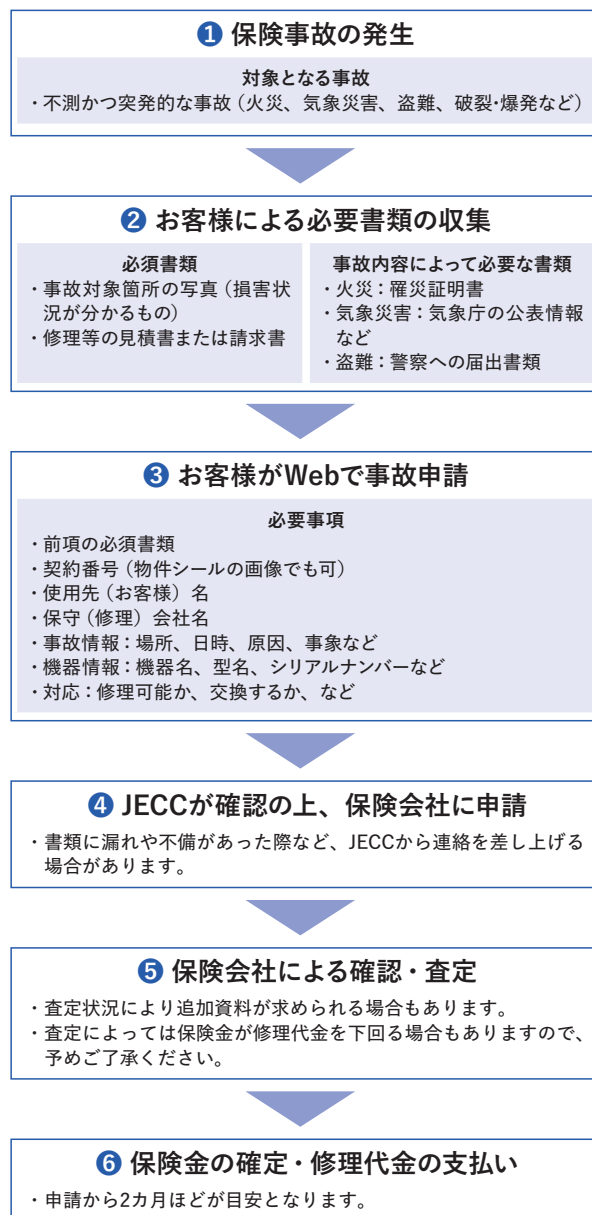
また、昨今ではGIGAスクール構想の影響で児童生徒向けのパソコン・タブレットの取扱いが増えたことなどによって、保険事故の受付件数が急増しており、お客様が保険事故の申請にお時間を要するだけでなく、JECC担当者にしても問い合わせ対応や書類確認等の負担が増大していました。結果として、保険会社の査定が完了するまでに時間がかかってしまうケースも見受けられました。



2025年9月に開設した「ほけんサポート窓口」サイト

こうした課題を解決するには、保険事故の受付を従来の紙からWebに移行することが有効と考え、2025年9月にJECCのWebサイト内に保険事故受付サイト「ほけんサポート窓口」を開設しました。AIを活用した入力支援も含め、初めての方でも迷わず入力できる画面設計、モバイルからの受付など時間や場所を選ばない手続きの実現により、効率的な対応が可能になるものと考えています。

(図) Webによる保険事故受付の流れ



■ AIによる入力支援も含め、 分かりやすい画面設計を追求

「ほけんサポート窓口」の開発にあたっては、これまでに寄せられた質問などを踏まえ、初めての方がつまづきやすいポイントを整理し、入力項目ごとにサンプルを表示するなど「この欄には何を記入すべきか」が明確になるよう工夫しています。加えて、各項目に用語や記入内容の説明書きも設けています。

「契約番号」などの必要なデータが、物件や契約書類のどこに記載されているかも分かりやすく提示しています。特に迷いやすい機器名や型名、シリアルナンバーなどの機器の情報については、各物件に貼付されている銘板シールを撮影した画像をアップロードした後、AIが必要な情報を読み取る仕組みとしています。また、AIは事故状況を確認するための写真を読み取り、事故内容と写真の整合が取れているかなど、書類の不備をチェックする機能も有しており、不備のある書類を提出してしまい



どこに何を記入すればよいか、一目で分かりやすい入力画面

書き直しが必要になるといった事態を防ぐ役割も果たしています。このほか、ほけんサポート窓口の照会機能により、お客様はいつでも申請状況の進捗が確認できます。

AIなど先端技術を駆使する一方、情報セキュリティについても万全を期しています。Webサービス提供にあたっては、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISMSに準拠し、入力いただく個人情報は必要最小限になるよう配慮しています。

■ お客様の声をもとに、さらなる改善を図る

Web化の検討にあたっては、書類の受付から確認、保険会社への申請など、一連の業務フローを検証し、Web化と併せて業務フローそのものの簡略化・効率化も実施しました。これらにより、お客様の負担軽減はもちろん、修理代金が支払われるまでの期間も短縮できると期待しています。

Webによる保険事故受付は、JECCにとって初めての試みであり、業界全体でも先駆的な取り組みでもあることから、リリース後も継続的な改善が必要だと考えています。事前に実施したトライアルでも新たな気づきや発見があり、リリースまでに多くの改善を行いました。実際にご利用いただいたお客様からのご感想やご要望を踏まえ、年内に改修を計画していますので、ご利用いただく機会がありましたら、ぜひ、忌憚のないご意見をお寄せください。

●お問い合わせ

営業支援課（ほけんサポート窓口担当） insurance@jecc.com

JECCグループ デジタルリユース株式会社

www.digital-reuse.com

再生を超えて、創造へ。



**リユースの力で、世界をより良く
地球にも、未来にも、価値ある選択**

高度な技術で、IT機器を再生し付加価値を創造していく。当社は循環型経済の一端を担い社会課題を解決していきます。

- ITADサービス
- データ消去サービス
- IT機器リユース
- キittingサービス
- フィールドサービス
- MARライセンス販売

水道標準プラットフォームで事業効率化！ 『簡易台帳アプリケーション』で施設台帳整備！

「水道標準プラットフォーム」は、経済産業省の補助事業者に弊社が採択され、構築を進めてきたもので、水道事業者様が選定されたアプリケーションを搭載して利用頂くサービスとなっており、2020年5月11日に提供を開始しました。

水道法で定められた水道施設台帳の作成にご利用可能な「簡易台帳アプリケーション」も準備しております。デモンストレーション利用も可能でございますので、お気軽にお問合せください。

導入の メリット

メリット
1

規模に合わせた月額利用

事業規模に合わせたシステム利用で経営資源の最適化！

メリット
3

広域化のシステム統合が容易

共通ルールに則ったデータ蓄積でシステム統合がスムーズに！

メリット
2

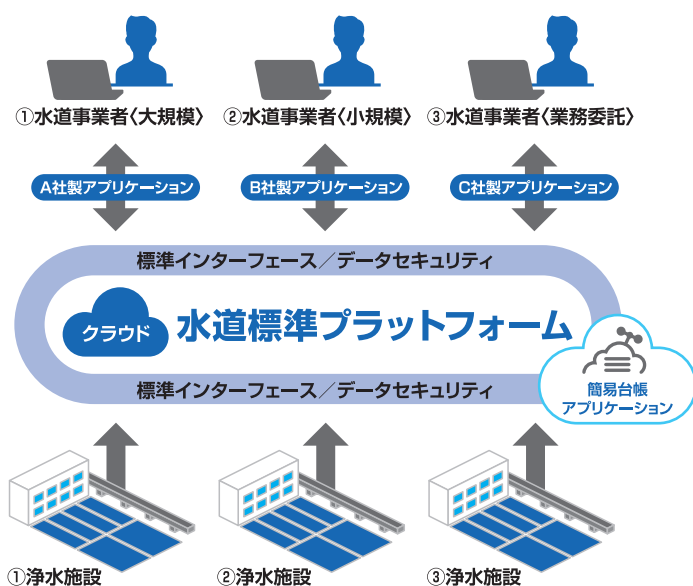
データ利活用の促進

システムをまたいだ事業データの利用が可能！

メリット
4

リモート対応に強み

遠隔操作で、BCP対応・テレワークの推進策に！



台帳情報の整備を行える「簡易台帳アプリケーション」



業務に必要なPCをレンタルいたします！

ご希望のPCをフレキシブルな期間で
ご利用可能なサービスを提供いたします
お客様がスペックをご指定し、JECCがご要望を満たす機種を
豊富な在庫の中から迅速にご用意いたします。

必要な期間、必要な台数のご利用が可能です
期間は1週間から、台数は1台からご利用いただけます。
突発的なニーズにもご対応いたします
通常、当日の12時までにお申し込みいただければ、
翌日納品いたします（一部地域をのぞきます）。

お問い合わせ 株式会社JECC 水道プラットフォーム事業部

TEL : 03-3216-3605 MAIL : jecc-wsp@jecc.com
https://www.jecc.com/service/list/ws-platform.html

JECCNEWS編集部からのお知らせ

本誌送付先の変更・中止については弊社経営企画課までご連絡いただきますようお願い申し上げます（ご連絡の際は、封筒の宛名に記載されているお客様番号をお知らせください）。

お客様からご提供いただいた個人情報はJECCNEWSの発送のみに利用させていただき、それ以外の目的で利用することはありません。なお、個人情報の取り扱いについては、弊社ホームページに掲載しております「個人情報保護方針（<https://www.jecc.com/policy.html>）」をご参照ください。

【送付先の変更・中止、個人情報に関するご連絡】

〒100-8341
東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル
株式会社 JECC 経営企画部 経営企画課
JECCNEWS編集部
TEL : 03-3216-3683 / FAX : 03-3211-0990
弊社ホームページ：「フォームでのお問い合わせ」